

4月1日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタートします ～3月18日から電子システムによる報告ができます～



2022年4月1日から、建築物などの解体・改修工事を行う施工業者（元請け事業者）は、該当する工事で石綿含有の有無の事前調査結果を厚生労働省が所管する石綿障害予防規則に基づき労働基準監督署へ、並びに環境省が所管する大気汚染防止法に基づき地方公共団体へ報告することが義務付けられます。

この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」（パソコン、タブレット、スマートフォンで24時間オンライン対応可能）から行うことができ、1回の操作で労働基準監督署と地方公共団体の両方に報告することができます。

石綿の事前調査結果の報告と電子システムによる報告の概要

1. 事前調査結果の報告対象（年間200万件）

- ・石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事で、個人宅のリフォームや解体工事なども含まれます。

【報告対象となる工事】

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- ・鋼製の船舶の解体または改修工事（総トン数20トン以上）（※石綿障害予防規則のみ）

2. 電子システム（石綿事前調査結果報告システム）による報告のメリット

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず、いつでも報告ができます。
- ・1回の操作で、労働基準監督署への報告と大気汚染防止法に基づく地方公共団体への報告を同時に行えます。
- ・複数の現場の報告も、まとめて行うことができます。

当社では、公益社団法人 日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業でAランク評価、一般社団法人 日本環境測定分析協会の分析技能試験に合格しており、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターも在籍しております。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年3月1日付 厚生労働省報道発表資料](#)

[2022年3月1日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 守屋貴志

